

別表（第3条関係）

（1） 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金（長期）

項 目	内 容																															
融 資 目 的	県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。																															
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）直近期の税務申告決算と直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者</p> <p>（2）法第2条第5項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）</p> <p>（3）最近3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している者</p> <p>（4）直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者</p> <p>（5）本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者</p>																															
資 金 使 途	運転資金、設備資金																															
金 利	年1.95%以内																															
融 資 限 度 額	5,000万円																															
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）																															
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																															
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																															
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>		カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																							
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																							

項 目	内 容
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 経営安定資金（短期）

項 目	内 容									
融 資 目 的	県内中小企業者の資金繰りの安定に必要な短期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。									
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者									
資 金 使 途	運転資金、設備資金									
金 利	年 1. 5 5 %									
融 資 限 度 額	別枠 2, 0 0 0 万円									
融 資 期 間	1 年以内									
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。									
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。									
保 証 料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の 9 段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)									
	カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	
<p>ただし、経営安定関連特例保険 1 号から 4 号まで、6 号を利用する場合は年率 0.45%、同保険 5 号、7 号、8 号を利用する場合は年率 0.40%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>										
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法									
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合									

ウ 経営安定資金（長期設備）

項 目	内 容																														
融 資 目 的	県内中小企業の設備投資を後押しするとともに、地域経済の牽引力となる中堅企業や競争力強化を目指す企業の前向きな設備投資を支援する。																														
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 (1)工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築又は改装しようとする者 (2)構築物、機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとする者 (3)資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は(1)及び(2)を目的とする土地取得を行う者																														
資 金 使 途	設備資金 運転資金 ただし、運転資金は、設備投資に伴い必要となるつなぎ資金の決済資金に限るものとする。																														
融 資 限 度 額	別枠1億円																														
金 利	年2.15%以内																														
融 資 期 間	15年以内（うち据置2年以内）																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 （融資額に対する年率） <table border="1" data-bbox="427 1294 1452 1429"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																														
取 扱 期 間	平成25年4月1日から令和7年3月31日の保証承諾分まで																														

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	責任共有制度導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度対象外の国の全国統一保証制度である「小口零細企業保証」を活用した県制度を創設することにより、県内小規模企業者の事業資金の調達を確保し、もって経営の安定に資する。
融 資 対 象	保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。） (2) 小規模企業者（法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限がこの資金の借入申込日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円
金 利	年1.90%以内
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

項 目	内 容																																							
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="435 376 1461 510"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.60%</td> <td>1.45%</td> <td>1.30%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から8号及び特別小口保険を利用する場合は年率0.45%とする。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>										カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%	無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
有担保	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.40%																															
無担保	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%																															
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(2)については、信用保証委託申込書に所得税(法人税)、県民税又は市町村民税のいずれかの過去1年間の納税証明書を添付する。</p>																																							
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																																							

イ 下請企業・協同組合振興資金

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>(1) 親事業者等からの発注減少等に伴い、地域経済に大きな影響を及ぼす下請企業の資金調達の円滑化を図り、もって下請企業の経営の安定に資する。</p> <p>(2) 県内の中小企業協同組合、協業組合等の経営の合理化、設備の近代化並びに経営の安定のために必要な資金の融通の円滑化を図り、もって組合の振興に資する。</p>
融 資 対 象	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下請企業手形割引あつせん</p> <p>県内に事業所を有する中小企業者のうち、下請中小企業振興法に基づき、長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）に登録されている下請事業者が支払条件の悪化により、資金繰りに支障をきたし、手形割引を必要とする者。</p> <p>ただし、手形割引の範囲は、下請代金としての受取手形又は振興財団のあつせんによる取引にかかる受取手形のうち、支払日が手形振出日から起算して60日を経過する日以後に到来するもの。</p> <p>(2) 協同組合振興</p> <p>長崎県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入し、その指導を受けている組合であつて、次の全ての要件に該当する組合</p> <p>① 転貸資金の場合は、金融事業の規約が規定されている組合</p> <p>② 組合専従役員又はこれに準ずる担当役員が設置されている組合</p> <p>③ 行政機関に報告すべき決算関係書類及び届出事項が適切に行われている組合</p> <p>④ 転貸資金の場合は、組合の理事全員が連帯して保証することができる組合</p> <p>⑤ 既往の借入金返済が円滑に行われている組合</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>ただし、融資対象（1）については、運転資金に限る。</p>
金 利	<p>年1.85%（1年以内1.55%）</p>
融 資 限 度 額	<p>融資対象（1）</p> <p>2,000万円（ただし、協同組合の場合は5,000万円）</p> <p>融資対象（2）</p> <p>5,000万円（転貸の場合は、一組合員1,000万円）</p> <p>ただし、知事が特に必要と認める場合知事が認めた額</p>
融 資 期 間	<p>融資対象（1）</p> <p>120日（割引期間）</p> <p>融資対象（2）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>

項 目	内 容																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定める方法																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>融資対象（１） 原則として保証付きとしない。</p> <p>融資対象（２） 必要な場合保証付きとする。</p> <p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1" data-bbox="435 663 1461 795"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 別に定める申込書に振興財団の副申書を添えて取扱金融機関に申し込む。</p> <p>融資対象（２） 組合は中央会に申し込む。 申し込みを受けた中央会は内容を審査し、意見を付して取扱金融機関へ申し込む。</p>																														
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合																														

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア-1 緊急資金繰り支援資金

項 目	内 容
融 資 目 的	取引先の倒産や自然災害による被災など急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、資金の融通の円滑化による資金繰り支援を行い、当該中小企業者の経営の安定を図る。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。 (1) 連鎖倒産防止 次のいずれかの要件に該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止処分企業を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 (2) 災害復旧支援 台風、水害等の自然災害により事業所、商品、原材料等に被害を被った者 (3) 環境変化対策 災害その他これに準ずるもので知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象(1)については、運転資金のみ。
融 資 限 度 額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、中小企業信用保険法第2条5項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で1億円、中小企業信用保険法第2条6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。
金 利	年1.30%
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。

項 目	内 容																																																												
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																																																												
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="437 465 1449 600"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険１号から４号、６号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率０．０５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０％とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年９月１７日以降の借入については、市町が利子補給（０．４％以上に限る）を行う場合には年率０％とする。</p> <p>また、融資対象（３）において緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）等国からの保証料補助がある既保証を含む資金を借り換える場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="437 1084 1449 1218"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険１号から４号、６号を利用する場合は年率０．４５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０．４０％とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																																																				
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																																																				
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																																																				
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法</p> <p>ただし、融資対象（１）については、売掛金債権等の債権額が確認できる書類を添付する。</p> <p>融資対象（２）については、自治体が発行する罹災証明書等の被災証明書を添付する。</p>																																																												
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																																																												

ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項 目	内 容
融 資 目 的	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。</p>
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の（1）から（3）のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者</p> <p>（1）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者（注2）</p> <p>（2）保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者（注2）</p> <p>（3）次の①又は② i から vi のいずれかに該当する者（注2）（注3）</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>（注1）新型コロナウイルス感染症の影響を原因として徴収猶予又は分割納付の決定を受けた場合を含む。</p> <p>（注2）保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。</p> <p>（注3）保険法第3条の規定による普通保険にかかる保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険にかかる保証（いずれも一般分に限る。）に限る。</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p>
融 資 限 度 額	<p>別枠1億円</p>

項目	内容																																																																																																				
金利	年1.30%																																																																																																				
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）																																																																																																				
償還方法	原則として均等分割弁済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。																																																																																																				
担保・保証人	（1）担保：必要に応じて徴求することとする。 （2）保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。																																																																																																				
保証料	<p>（1）通常料率</p> <p>融資対象（1）及び（2）については、保証料率は0.85%とし、0.65%に相当する額を国が、0.2%に相当する額を県が補助する。</p> <p>融資対象（3）について、責任共有制度の対象の場合は、次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国及び県が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。</p> <p style="text-align: right;">（融資額に対する年率）</p> <p>表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9">0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>1.05%</td> <td>1.00%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9">0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）免除対応適用の場合（注4）</p> <p>融資対象（1）及び（2）については、保証料率は1.05%とし、0.85%に相当する額を国が、0.2%に相当する額を県が補助する。</p> <p>融資対象（3）について、責任共有制度の対象の場合は、次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国及び県が補助する。ただし、法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	事業者負担	0%									区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	国補助	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	事業者負担	0%								
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																												
料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																																												
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																																																												
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																																												
事業者負担	0%																																																																																																				
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																												
料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%																																																																																												
国補助	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%																																																																																												
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																																												
事業者負担	0%																																																																																																				

項 目	内 容																																																																																																													
保 証 料	<p style="text-align: right;">(融資額に対する年率)</p> <p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="427 309 1453 488"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>2.10%</td> <td>1.95%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2</p> <table border="1" data-bbox="427 555 1453 734"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>2.40%</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.55%</td> <td>1.30%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>1.25%</td> <td>1.20%</td> <td>1.15%</td> <td>1.10%</td> <td>0.95%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>(注4) 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>① 令和2年1月29日時点における直近の決算から免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p>										区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%	国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%	県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	事業者負担	0%									区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	2.40%	2.20%	2.00%	1.80%	1.55%	1.30%	1.10%	0.90%	0.70%	国補助	1.25%	1.20%	1.15%	1.10%	0.95%	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	事業者負担	0%								
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																					
料 率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%																																																																																																					
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																																																																					
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																																																					
事業者負担	0%																																																																																																													
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																					
料 率	2.40%	2.20%	2.00%	1.80%	1.55%	1.30%	1.10%	0.90%	0.70%																																																																																																					
国補助	1.25%	1.20%	1.15%	1.10%	0.95%	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%																																																																																																					
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																																																																																					
事業者負担	0%																																																																																																													
保 証 割 合	<p>(1) 融資対象(1)については、100%(全部保証)。</p> <p>(2) 融資対象(2)及び(3)については、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金(平成19年9月30日以前に保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。)を融資対象(2)又は(3)で借り換える場合(保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については、責任共有制度の対象除外とする。</p>																																																																																																													
金融機関の責務 及び報告	<p>(1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>(2) 中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>(3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで</p>																																																																																																													

項 目	内 容
金融機関の責務 及び報告	報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法</p> <p>ただし、融資対象（１）及び（２）については、次の（１）及び（２）、融資対象（３）については、次の（２）及び（３）の所定の書面を添付する。また、免除対応を適用する場合にあっては次の（４）の所定の書面を加えて添付する。</p> <p>（１）保険法第２条第５項第４号又は同条同項第５号の規定による市町長の認定書</p> <p>（２）経営行動計画書</p> <p>以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>① 計画を策定した日の属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし、原則として同５事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定</p> <p>③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p> <p>（３）以下のいずれかの確認書（融資対象（３）の資格要件に対応するもの）</p> <p>① 売上高減少要件確認書</p> <p>② 売上高総利益率減少要件確認書</p> <p>③ 売上高営業利益率減少要件確認書</p> <p>（４）経営者保証免除対応確認書</p>
借 換 え の 特 例	<p>借換保証制度要綱（平成１５年１月３１日付け平成１５・０１・３０中庁第１号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を融資対象（１）で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。</p> <p>・保険法第１２条に規定する経営安定関連保証（同法第２条第５項第５号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和２年経済産業省告示第４９号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金</p>
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

項 目	内 容
取 扱 期 間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに保証申込を受付した分まで
備 考	当資金は国の統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」を活用。

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項 目	内 容																														
融 資 目 的	厳しい経営状況にあるが、経営改善計画を策定し事業の再生に努力する県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援する。																														
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 中小企業活性化協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者</p> <p>(2) 厳しい経営状況（2期連続赤字決算、債務超過等）にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者</p> <p>(3) 経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者</p> <p>(4) がんばる長崎中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者</p>																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
融 資 限 度 額	5,000万円																														
金 利	年1.80%以内																														
融 資 期 間	<p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>0.95%</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.40%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.35%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																						
無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	<p>融資対象（１） 中小企業活性化協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p> <p>融資対象（２）及び（４） 取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>融資対象（３） 商工会等の推薦を受け、別に定める経営改善計画書を添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p>
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>

イ 地域産業支援資金

項 目	内 容																														
融 資 目 的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。																														
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 過疎・離島半島振興</p> <p>次のいずれかの地域において、事業を継続している者</p> <p>① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等</p> <p>② 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に定める半島振興対策実施地域</p> <p>③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に定める離島振興対策実施地域</p> <p>④ 長崎県過疎対策推進本部設置要綱第2条に定める過疎地域</p> <p>(2) 地域雇用促進応援</p> <p>地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者</p>																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
融 資 限 度 額	5,000万円																														
金 利	融資対象(1)年1.80% 融資対象(2)年1.55%以内																														
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。（融資額に対する年率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法。 ただし、融資対象(2)については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。</p>
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>

ウ 地方創生推進資金

項 目	内 容
融 資 目 的	県内中小企業の前向きな取組を支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 宿泊事業者応援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者 (2) Nぴか認証企業応援 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者 (3) SDGs登録企業応援 長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象(1)の運転資金については、設備投資に伴い必要となる資金に限る。
融 資 限 度 額	5,000万円 ただし、融資対象(1)については、2億8,000万円
金 利	融資対象(1) 10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金(長期)の利率以内とする。 融資対象(2)、(3) 年1.30%
融 資 期 間	融資対象(1) 20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間(うち据置2年以内) 融資対象(2)、(3) 運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金10年以内(うち据置2年以内)
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
保 証 料	年率0.20%
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(1)については、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。 融資対象(2)及び(3)については、別に定める県による認定書を添付する。

項 目	内 容
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取 扱 期 間	平成28年4月1日から令和8年3月31日の保証承諾分まで

エ 創業バックアップ資金

項 目	内 容
融 資 目 的	商工会議所、商工会又は中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の創業支援と連携した融資制度で、県内における創業を積極的に推進する。
融 資 対 象	<p>県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>事業を営んでいない個人であって、次に該当する者</p> <p>① 1箇月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>② 2箇月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>③ 事業を開始した日以後5年未満であること</p> <p>④ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること</p> <p>⑤ 個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者が③に該当していること</p> <p>(2) (1) ①又は②に該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの）</p> <p>① 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者</p> <p>② 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者</p> <p>③ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者</p> <p>④ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者</p> <p>(3) 県内に住所を有する者</p> <p>(4) 県税を完納している者（納期が到来している者に限る。）</p>
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	3,500万円
金 利	年1.65%
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

項 目	内 容																													
保 証 料	<p>年 0.40%</p> <p>ただし、一般保証を利用する場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="427 421 1469 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 421 536 465">カテゴリー</th> <th data-bbox="536 421 608 465">①</th> <th data-bbox="608 421 743 465">②</th> <th data-bbox="743 421 847 465">③</th> <th data-bbox="847 421 951 465">④</th> <th data-bbox="951 421 1054 465">⑤</th> <th data-bbox="1054 421 1158 465">⑥</th> <th data-bbox="1158 421 1262 465">⑦</th> <th data-bbox="1262 421 1366 465">⑧</th> <th data-bbox="1366 421 1469 465">⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 465 536 517">有担保</td> <td data-bbox="536 465 608 517">1.40%</td> <td data-bbox="608 465 743 517">1.25%</td> <td data-bbox="743 465 847 517">1.05%</td> <td data-bbox="847 465 951 517">0.85%</td> <td data-bbox="951 465 1054 517">0.65%</td> <td data-bbox="1054 465 1158 517">0.50%</td> <td data-bbox="1158 465 1262 517">0.30%</td> <td data-bbox="1262 465 1366 517">0.10%</td> <td data-bbox="1366 465 1469 517">0.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>										カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%
カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																					
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>ただし、融資対象(1)①又は②に該当する場合は、別に定める事業計画書を添付する。</p> <p>融資対象(2)①については別に定める推薦書を添付する。</p>																													
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																													

オ 事業承継資金

項 目	内 容									
融 資 目 的	県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。									
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 個人事業主から事業を承継した個人又は会社</p> <p>(2) 代表者の交代による経営の承継を行う会社</p> <p>(3) 事業承継のために設立された持株会社</p> <p>(4) 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社</p>									
資 金 使 途	運転資金、設備資金									
金 利	年1.65%									
融 資 限 度 額	1億円									
融 資 期 間	運転資金10年以内（うち据置1年以内） 設備資金15年以内（うち据置2年以内）									
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。									
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。									
保 証 料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)									
	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	有担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%
無担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%	
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。										
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。									
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合									